

写

26消安第4787号

平成26年12月28日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う監視  
体制の強化について

今般、宮崎県内の家きん飼養農場において死亡鶏が増加した旨、宮崎県に対して通報があり、同県が高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施し、H5亜型であることが確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、当該死亡鶏について、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の疑似患畜としました。

これまでも、本病の防疫については、防疫指針や「平成26年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成26年9月4日付け26消安第2841号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）をはじめ、今秋以降数次にわたり発出した通知等により、最大限の警戒の下、家きんの飼養農場における飼養衛生管理状況の確認等を行っていただいているところですが、残念ながら、12月16日、宮崎県の家きん飼養農場で本病が確認されてしまいました。その後の対応により、同日には、当該農場の防疫措置が完了したところですが、今回新たに家きん飼養農場で本病の疑似患畜が確認されたことを踏まえ、これ以上の発生を起ささないよう、改めて本病の防疫対策の強化等を図るため、以下の事項の徹底をお願いします。

記

#### 1 家きん飼養農場への緊急立入検査等の実施

本病の発生予防及びまん延防止に万全を期すため、管内の家きん飼養農場に対し、以下の事項を速やかに実施すること。

(1) 宮崎県の家きん飼養農場において新たに本病の疑似患畜が発生した旨の情報提

供

- (2) 強化通知の別紙1の飼養衛生管理チェック表を家きん飼養農場に示し、飼養衛生管理基準に定める事項のほか、飼養衛生管理を実施する上で有効な事項として追加している項目も含め、農場の管理者自らが日頃の飼養衛生管理を再点検するよう指導
- (3) 本事例及び平成26年12月16日に宮崎県の家きん農場において本病が発生した事例において、異状がみられた農場における家きんの死亡羽数の増加が、当初は緩やかであったことを踏まえ、毎日の健康観察を一層慎重に行うことの徹底及び異常家きん発生時の早期通報の徹底の指導

## 2 危機管理体制の点検について

家きんの所有者、獣医師等からの異状家きんを発見した際の通報に対して、遅滞なく、防疫指針の規定に基づく検査や防疫措置を的確に行えるよう、必要となる人員の確保及び資材の調達について体制を整備するとともに、万が一の発生時に備え、防疫指針第2の2の(8)の市町村、関係機関及び関係業者とも適切に連携をとれるよう、夜間・休日の連絡窓口の確認等、危機管理体制を再点検すること。

## 3 適確な初動対応の徹底について

異状家きんの通報があった場合には、防疫指針第4に基づき、直ちに動物衛生課に連絡し、届出者等に当該農場の飼養家きん及び家きんの死体の移動自粛等の指導を行うとともに、必要な病性鑑定を実施するよう徹底すること。